

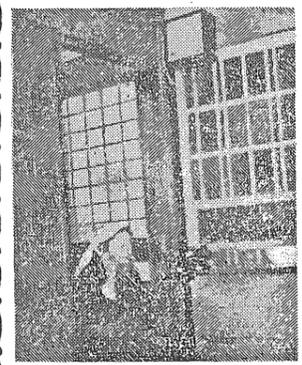


発行所 愛媛県喜多郡 長濱町役場 印刷所 岸本印刷所

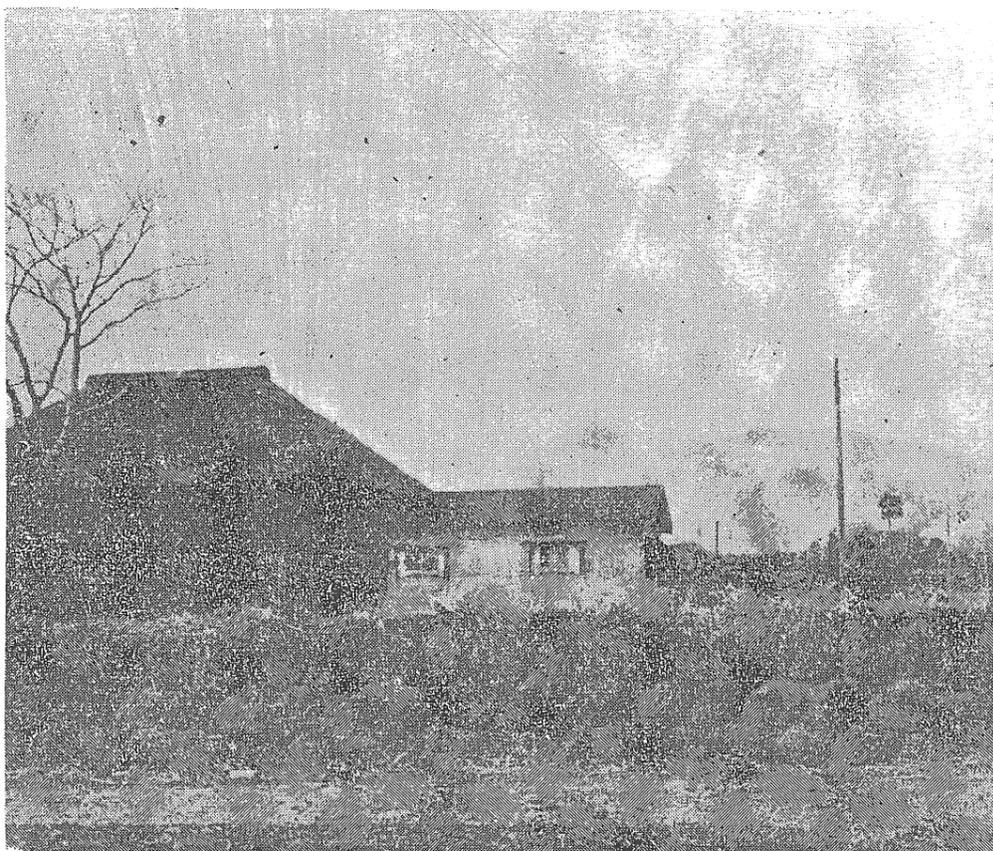
町のたより

町内全域に有線放送電話

今般新市町村建設促進整備事業として昭和三十三年度、三十四年度の二ヶ年継続により町内に有線放送施設を行うこと近くその工事に着手することになりまし



総工費は約七、八四七千円(内補助二、八〇〇千円、起債二、八〇〇千円)施設完備の上は町内いづれのへき地でも町内ニュース、農業技術指導、災害の



即時通報、押売りの撃退又は急患の発生では尊い人命まで救ふことができます。町内であればこの私設電話を通じてお互いの話し合いができ用件も達することになります。この工事施行に伴ひ電柱を立てねばなりませんので用地の件にて近日関係者の皆様にお願ひしますが、御協力の程御願ひ申上げます。

青島に電話が通じます

町内の孤島青島は元來、交通不便然も陸地よりの連路は船便一日一航海あるのみで、冬などはこのため数日間も音信不通の場合等しばしばにして全くの離れ島となり、町民ひとしく不便を感じていたが今回関係機関の御協力により、日本電

海区委員 後藤熊市氏 当選

去る八月八日執行された伊予灘海区漁業調整委員会市町村選挙において、後藤熊市氏(町議、今坊漁協組合長)が当選されました。(尚この選挙は十三名の立候補者があつたが、六名が辞退無投票となつたもの)

出石寺の戦没者慰霊祭に御参拝下さい

戦没者慰霊祭並に平和祈願祭が行われます。この法会は昭和七年金山出石寺の御発起により関係市町村が奉賛して今日まで毎年執行せられておるものです。今年第二十七回目の法会を来る九月七日午前十一時より執行されます。皆さん多数御参列下さい。切角の法会が盛大に執行されますよう御協力下さい。

選挙人名簿 届出をして下さい 十五日から名簿調整

今年も九月十五日を期して基本選挙人名簿を調整致します。これは有権者を一人あまた登録させ選挙が公正に行われるようにするためのものです。選挙人名簿は選挙の当日投票しようとする人の選挙権の有無がたやすくわかるように予めその資格を調査し有権者を登録しておくもので、いわば投票者の選挙資格を証明する公簿なのです。ですからこの選挙人名簿に登録されていないと選挙の際に投票することができないわけではあります。この制度は今日世界の各国で採用されているもので、今回調製する名簿は、今年十二月二十日以後に行われます。各種選挙即ち来春予定の町長、町議、県議、

☆ としよりの日 (としよりの日) (九月十五日)

「おーい 檜山参りかい」「とんでもない、山の温泉へしばらく湯治につれていくんだよ」

九月十五日から としよりの福祉週間 いたわりと感謝を

「としよりの日は今日の社会を築くためにつくられた人々でありまして、社会の大切な構成員です。戦後家族制度の変革等から一部の人間の間で、としよりに感謝する気持ちが薄らいでいるように、見受けられることは本当に残念なことではあります。殊に身寄りがなく生活に困っている「としよりの」の援護は共同社会の責任として、とりあげなければなりません。本町でもこのような人々のため養老院の設置に努め、近く建設の運びとなつております。私達はこの日を機会に「としよりの」を真にいたわる気持を一人一人の心に培い、明るい社会を作ることに取り組みたいと思います。そのためには、一家揃って「おじいちゃん、おばあさん、ありがたう」の趣旨で「としよりの」を中心とした感謝の一日を過ごすとか、乗物の中で席をゆずるとか、また「としよりの」同志が集って、明るく社会の建設に協力するよう話合ふとか、その他いろいろの方法が考えられますが、先づ身近なところから実行にうつし、この「としよりの日」を有意義なものとしたいものです。

みんな揃って メートル法へ!! 第6号

「メートル法への道」

もう動かない 「昭和34年1月1日」

日本中がメートル法になる日がいよいよ近づきました。昭和34年1月1日、その日です。昭和34年の新年を迎えた時には、日本中が、メートル法一本建となるのです。さあー皆さん、早くメートル法を使いましょう。食料品とメートル法(1建値)とメートル法(従来から取引に使われていた「百匁いくら」というのを換算して、「375匁いくら」と改めただけでは無意味であり、たゞ呼び方が変わっただけで、200匁及び500匁という取引には大変不便なことになるから、どうして100匁いくらとか1匁

知事、参議院選挙に用いられます。皆さんの御協力によつて誤りのない正確な名簿が調製出来るよう願ひして止みません。就きましては近日中に各戸地区委員さんを通じて、選挙資格調査票を配付致しますから、くわしく書いてある事項をよく読んで記入の上九月二十日までに地区委員さんまで提出して下さい。調査票に記入して提出して頂かねばならない方は、昭和三十三年十二月二十一日以前に生れた日本人であつて本年六月十六日以前から引続き長浜町に住所を有する者であります。尚出稼中の者、病気で入院中の者を書き落さないよう特に注意して下さい。

町営質庫流質物処分について 標記流質物を九月二十日から十月五日迄に処分する豫定であります。処分方法は随意契約で行います。尚執行期日が決れば回覧板でお知らせいたしますから買受希望者の方はお申出下さい。

九月は 軽自動車税の 納期です

習うより 馴れよう 便利な メートル法

- ☆ 米(四五一匁)です。
- ☆ 二七万立(約七千石)の水を飲んでおられます。(これを一、八立(一升二匁)のビンに入れて一列に並べます。だいたい長浜町役場前から白濁駅位まで並べられます。
- ☆ 米(四五一匁)です。
- ☆ 二七万立(約七千石)の水を飲んでおられます。(これを一、八立(一升二匁)のビンに入れて一列に並べます。だいたい長浜町役場前から白濁駅位まで並べられます。

